

政令指定都市

1-10

(注) 1. 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。
2. 東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に際した値であり、財力指数は、前記の基準財政収入額及び基準財政収入額より算出した。
3. 平成21年4月1日以降の市町村合併により前掲した団体で健全な団体で数に不足している団体については、「1」として扱う。